

# 沖縄県の契約に関する条例の概要

商工労働部労働政策課

## I. 条例制定の背景・経緯

1. 公契約条例とは
2. 条例制定の背景
3. 条例検討の経緯

I 条例制定の背景・経緯

# 1. 公契約条例とは

## 公契約条例とは

- 地方自治体が締結する公共工事や業務委託等の契約に従事する
- 労働者の適正な労働条件を確保し、
- 公共サービス等の品質確保及び向上を図ろうとする条例

公契約：国際労働機関（ILO）の「公契約における労働状況に関する条約」（1949年、第94号条約）に由来。フランス、デンマーク、イタリア等62の国・地域で批准。日本は未批准。

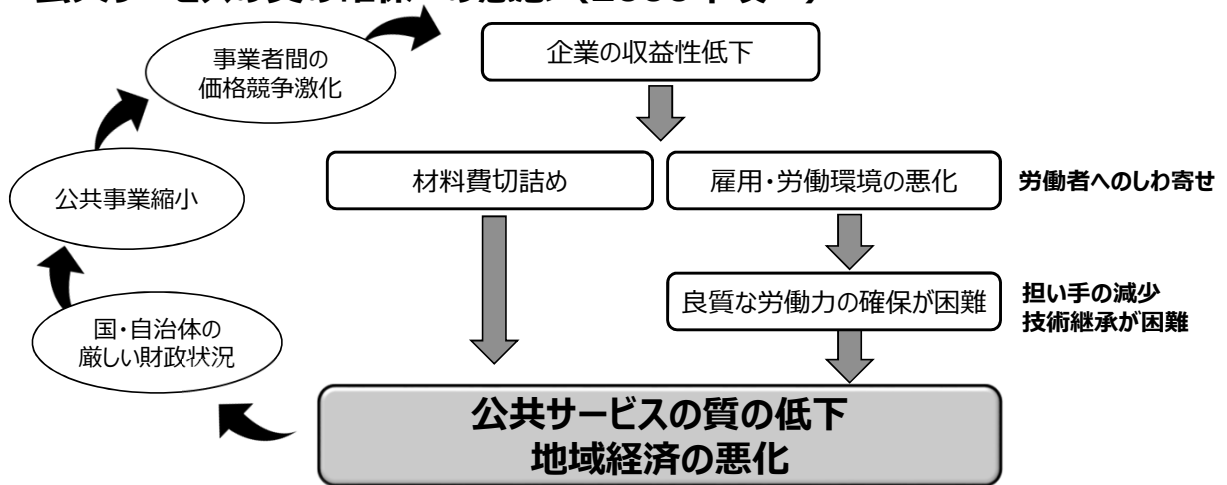
## 全国における制定状況 ※都道府県では8県が制定

長野県(H26.4.1) 奈良県(H27.4.1) 岐阜県(H27.4.1) 岩手県(H28.4.1)  
愛知県(H28.4.1) 沖縄県(H30.4.1) 静岡県(R3.3.26) 滋賀県(R4.4.1)

I 条例制定の背景・経緯

# 2. 条例制定の背景

## 公共サービスの質の確保への懸念（2000年頃～）



I 条例制定の背景・経緯

## 2. 条例制定の背景

### 県契約に対する社会的要請の多様化

➤ **国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年）**

環境物品等の調達推進を図るための方針作成と当該方針に基づく物品等の調達

➤ **公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年）**

経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約により公共工事の品質が確保されねばならない旨規定 ⇒平成26年に改正（後述）

➤ **公共サービス基本法（平成21年）**

国や地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが実施されるために、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずる努力義務を有することを規定

➤ **国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年）**

競争参加資格を定めるに当たり障害者の就労促進に必要な措置を講ずる努力義務や、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針作成と当該方針に基づく物品等の調達

I 条例制定の背景・経緯

## 2. 条例制定の背景

### 県契約に対する社会的要請の多様化

➤ **建設業の社会保険等未加入対策（平成24年～）**

入札資格審査で未加入者を受け付けない・受注者と未加入業者との一次下請契約禁止・一次下請業者の加入状況確認及び指導を実施。今後、二次以下の請負業者への拡大や元請業者へのペナルティ措置を導入予定。

➤ **担い手三法（平成26年）**

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正工事品確法）
- 建設業法（改正建設業法） ● 公共工事入札契約適正化法（改正入契法）

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正

品確法の目的に、現在及び将来の公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保の促進を追加

➤ **建設業の働き方改革の推進について（総務省・国土交通省通知）（平成30年）**

地方自治体へ建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を講じるよう要請

I 条例制定の背景・経緯

### 3. 条例検討の経緯

年度	検討経緯	
平成28年度	12月	「公契約条例に関する有識者懇談会」設置 (沖縄県における契約のあり方等を検討、全5回)
	3月	懇談会報告書の取りまとめ
平成29年度	5月	懇談会から知事へ「提言」
	7～8月	条例骨子案のパブリックコメント実施
	2～3月	沖縄県議会に条例案を上程、可決
平成30年度	4月	「沖縄県の契約に関する条例」施行 (H30.4.1)

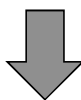
## II. 条例の概要

1. 条例の目的 (第1条)
2. 条例の対象 (第2条)
3. 条例の基本理念 (第3条)
4. 県の責務 (第4条)
5. 事業者等の責務 (第5条)
6. 県の取組方針 (第6条)
7. 沖縄県契約審議会 (第7条)

II 条例の概要

## 1. 条例の目的（第1条）

県契約に関する施策を総合的に推進



- 公共サービスの質の確保・向上
- 地域経済の活性化
- 雇用機会の創出

契約の透明性・公平性の確保に加え、  
県契約を通じて多様な社会的要請にも対応

II 条例の概要

## 2. 条例の対象（第2条）①

### 条例の対象となる機関

知事部局、各種委員会、議会事務局、県警本部、  
企業局、病院事業局

### 条例の対象となる事業者

- ◆事業者 県と県契約を締結し、又は締結しようとする者
- ◆事業者等 事業者及びその下請負人

II 条例の概要

## 2. 条例の対象（第2条）②

### 条例の対象となる契約

県が事業者と締結する売買、賃借、請負その他の契約で、  
県が事業者からその目的たる給付に対して対価を払うもの

#### <条例の対象となる契約の例>

- ◆機械、車両、消耗品等の物品購入
- ◆パソコンやコピー機等のリース
- ◆建設工事、印刷等の請負
- ◆建設工事に係る業務委託
- ◆清掃、警備等の業務委託
- ◆通信、運搬等の役務の提供

#### <条例の対象とならない契約の例>

- ◆県が対価を支払をしない契約（県への贈与、県が貸付を行う内容の契約等）
- ◆事業者ではないものに対価を支払う契約（県の非常勤職員との雇用契約等）
- ◆規則で除外する契約（土地等の収用に係る損失補償契約、政府調達協定対象契約）

II 条例の概要

## 基本理念（第3条）

### （基本理念）

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

II 条例の概要

## 県の責務（第4条）

基本理念にのっとり、

県契約に関する施策を策定し、実施



意見等

沖縄県契約審議会  
(第三者機関)

県契約に関する施策を実施するに当たって  
県が取り組むべき方針「取組方針」を策定（第6条）

公表

商工労働部労働政策課

12

II 条例の概要

## 事業者等の責務（第5条）

基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として、

社会的な責任を有していることを認識



- 公共サービスを受けることは国民の権利（公共サービス基本法）
- 県契約に携わる事業者等が提供するモノ・サービスは  
県が県民に提供する公共サービス



- ◆ 法令の遵守
- ◆ 県契約の適正な履行
- ◆ 県契約に関する施策への協力

商工労働部労働政策課

13

II 条例の概要

## 県の取組方針（第6条）

県契約に関する施策を実施するに当たって  
県が取り組むべき方針「取組方針」を定める

① 県契約の締結に  
当たって  
取り組むべき事項

② 県契約の適正な  
履行の確保に  
関する基本的な事項

③ 県契約に関する施策を  
総合的に推進するために  
必要な事項

部局等の  
取組

部局等の  
取組

部局等の  
取組

商工労働部労働政策課

14

II 条例の概要

## 県の取組方針（第6条）

① 県契約の締結に  
当たって  
取り組むべき事項

② 県契約の適正な  
履行の確保に  
関する基本的な事項

③ 県契約に関する施策を  
総合的に推進するために  
必要な事項

既に実施している取組、今後検討を進める取組み

### 取組方針における取組例

- 契約に関する情報の公表（発注見通し・入札結果等）
- 予定価格の積算における最新の労務単価等の使用
- 随意契約ガイドラインに沿った契約事務の適正な運用

商工労働部労働政策課

15



II 条例の概要

## 県の実行方針（第6条）

① 県契約の締結に  
当たって  
取り組むべき事項

② 県契約の適正な  
履行の確保に  
関する基本的な事項

③ 県契約に関する施策を  
総合的に推進するために  
必要な事項

既に実施している取組、今後検討を進める取組

### 実行方針における取組例

- 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の導入・拡大
- 総合評価落札方式の導入・評価項目等の検討
- 入札参加資格審査等で労働関係法令の遵守（労働安全衛生法に基づく災害防災対策、最低賃金等）を要件として設定

商工労働部労働政策課

16

II 条例の概要

## 県の実行方針（第6条）

① 県契約の締結に  
当たって  
取り組むべき事項

② 県契約の適正な  
履行の確保に  
関する基本的な事項

③ 県契約に関する施策を  
総合的に推進するために  
必要な事項

既に実施している取組、今後検討を進める取組

### 実行方針における取組例

- 県内企業への優先発注、県産品の優先使用に配慮
- 物品調達等における環境配慮型製品の優先的購入
- 入札参加資格審査等において、労働環境の整備、障がい者雇用促進、男女共同参画社会形成の取組等を評価

商工労働部労働政策課

17

II 条例の概要

## 沖縄県契約審議会（第7条）

【役割】

- 県の取組方針策定や変更時における意見聴取
- 契約に関する重要事項について調査審議

【組織】

- 委員：8人以内
- 構成：学識経験者、労働者団体を代表する者、  
経営者団体を代表する者

II 条例の概要

## 沖縄県契約審議会（第7条）

条例の運用イメージ

